

平成二十六年 度

博士（文学）学位請求論文

内容及び審査の要旨

谷戸 佑紀

近世前期における神宮御師集団の基礎的研究

皇學館大学大学院

伊勢神宮には、中世から近世にわたって内宮・外宮それぞれに御師が存在した。近世の御師は、庶民層に至るまで全国に檀那を持ち、これら檀那に御祓を配って初穂料を得、かつ伊勢信仰を広めつつ檀那に伊勢参宮を勧め、参宮者が来れば自宅に宿泊させ、参宮の案内をしたといわれている。また宇治・山田の町に住み、町の自治に携わった者、神宮の神職の身分を持つ者も多く存在した、と考えられている。

このような性格を有し、活動していた近世の神宮御師についての研究は必ずしも多くなく、その実態解明も不十分な段階にある。そこで谷戸佑紀氏は本論文で、近世の中でも特に研究が手薄な前期(十七世紀まで)を中心に、御師が次第に連携を強めて集団化していく様子を具体的に解明しようとした。まず本論文の目次は以下の通りである(節以下は省略)。

序章

第一部 神宮御師集団の近世的变化

第一章 神宮御師集団と師且関係―寛永年間の争論をめぐって―

第二章 山田三方と旦那争論―裁判制度の整備を中心に―

第三章 神宮御師の連帯意識の萌芽について―「内宮六坊出入」を素材に―

第二部 神宮御師集団と近世社会

第四章 伊勢神宮外宮宮域支配と山田三方―「宮中之定」をめぐって―

第五章 山伏から御師への転身―内宮御師風宮兵庫大夫家を例に―

第六章 衣類統制と伊勢神宮―天和年間の「帯刀一件」を素材に―

終章

序章(新稿)では研究史の整理をし、本論文の目的とするところを、御師を集団として捉え、江戸幕府・伊勢神宮との関係からその実態を解明するとともに、御師の身分や格式、職分が確定していく過程を跡付けることとしている。

第一章(「地方史研究」三三四号、平成二十七年、掲載予定)では、徳川家康の朱印状が内・外宮の年寄宛に同内容で出されたものの、外宮年寄は、「参宮之輩者可為旦那次第事」と記された文言では参宮者が御師を自由に選べると解釈し、異議を唱えたため、朱印状を没収されたことをまず明らかにした。そして秀忠の朱印状は該当部分を「参宮之輩可任先規法式事」と、内宮年寄宛とは変えて外宮年寄に発給された。この結果、寛永十一年外宮御師が宇治へ向かう参宮者を抑留したことから争論に発展、翌年幕府は内宮側勝訴の裁定を下した。この間朱印状の文言解釈や内・外宮御師の理解の仕方を明確に説明した点高く評価できる。この寛永争論の判決によって内宮・外宮の御師は別個の集団と認識され、その後内宮御師の檀那に外宮御師が御祓配りをした

り、その逆も見られるようになり、これがもとで争論が起こるようになるが、以前とは性格の違う争論になっていくことを説明づけた点も評価できる。

第二章(新稿)では、中世後期以降御師間の争いは、山田三方による裁判が近世まで連続して行われていたと従来理解されていたが、天正十二年六月から元和九年十月までは、時の政権が裁判権をもったことを明らかにした。元和九年十月以降御師の旦那争論はその特殊性から、山田三方に裁判権が委譲されたとする。その結果師旦那関係の制度整備が寛永年間に集中して行われたとの新見解を展開している。

第三章(「皇學館論叢」四四―二二、平成二七年、一部改稿)では、慶安元年の内宮六坊出入を事例に、内宮・外宮の御師集団が連携して山伏の御祓配りに対抗し、山伏を排除した点に焦点を絞り、双方の御師集団の連帯意識を切り口に、新たな視点から解明を試みた。ただこの出入は、なぜ外宮御師三日市兵部が内宮に活動の拠点を置いていた六坊を訴えたのか、という疑問を残している。

第四章(上野秀治編『近世の伊勢神宮と地域社会』岩田書院、平成二七年、掲載予定)では、本来祭祀の場であった外宮の宮域内が、参宮者の増加に伴って信仰の場という要素が加わったため、参宮者に関して問題も発生してきた。これに対し山田三方が、宮域内で参宮者の保護を図るため、寛永十八年「宮中之定」を作り、神宮側に認めさせようとしたところから、新たな問題に発展した。山田三方が宮域内(本来は外宮長官が支配すべき場所)の支配問題に介入してきたところから、外宮神主の一部が対抗して法規を作成するなど一時対立した。宮域内の性格の変化とともに、法規の整備が進められたことをここでは指摘している。

本章では、近年学界で注目されつつある神社の名所化の議論に結び付けて考えようとしているが、学界動向に注意を払う必要性はあるものの、寛永末年ではまだ名所化の問題に関連づけるのは無理がある。また「宮中之定」が、そもそも参宮者の保護だけを旨指したものなのか、祭祀の場を清浄に確保しておくためでもなかったのか、という問題が残る。

第五章(「神道宗教」二二六・二二七合併号、平成二四年、一部改稿)では、明慶院という山伏が内宮宮域内に住まい、風宮橋の管理をして、御祓配りもしていたところ、神宮の仏教色排除の動きの中、万治元年の火災で風宮橋等が焼失したことを機に、宮域外に移転を求められた事件を扱っている。このことによって明慶院は御師に転身、風宮兵庫大夫と称することになった。山伏の御祓配りは否定され、御祓配りをするのは御師の職分であるとの考えに変化する様子を捉えている。

第六章(「日本歴史」七五五、平成二三年、一部改稿)では、天和年間幕府の町人に対する衣服統制の法令によって、町人身分が明確化されてくる。山田においても三方会合年寄が帯刀していたため、山田奉行からその理由を問われた。山田三方は神宮神主の協力も得て、年寄は神職を兼ねているので帯刀が許されると主張し、最後には幕府も帯刀を認めた。しかし三方年寄御師でもあるは神事に人手不足の際は出役することが求められるようになったことを明らかにした。

終章(新稿)では全体のまとめと、今後の課題を示した。

以上本論文は、核となる六章のうち、三章分は既発表の論考を一部改稿し、二章分も近々活字になるものである。このように計画的に神宮御師をテーマに研究を続けてきた一応の集大成と位置づけられる。主に神宮文庫の史料を博搜し、史料の残りやすい争論から近世前期の御師の諸相を明らかにしようとした労作である。個々の争論の概要はすでに知られたものが多いが、師且関係争論においてはその性格の変化や、御師の集団化や連帯意識といった視点から研究を深化させた点で高く評価できる。ただ幕府との関係では、四代將軍家綱治世の前半期の幕閣に保科正之がおり、彼の神道思想が何らかの影響を及ぼしている可能性もあるので、今後の課題となろう。

また何といつても神宮御師とは何か、という大問題がなお解決できていないように思われる。神宮御師は神職と位置づけられるようになるが、一方で町の住民構成員であり、一部はその自治を担当する者もあり、また傍ら商売を営む者もあり、全国各地に御被配りをするなど、その性格は多面的で、ひとことでは規定しがたいものがある。

この御師集団をどのように定義づけるのか、時代の変化を見据えながら時期を区分し、さらに研究を深めていく必要があるが、総合的に判断して本論文は、博士(文学)論文の水準に達しているものと認められる。

学位請求論文最終試験報告書

谷戸 佑紀

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成二十七年三月三日

審査委員 主査 上野 秀治

(本学教授)

副査 岡野 友彦

(本学教授)

副査 松本 丘

(本学教授)